# 〈個人〉と〈社会〉, その統合としての 社会福祉の諸概念-社会福祉学原論ノート

## 岩田正美

#### [要約]

〈個人〉と〈社会〉に分解された近代社会において、その両者を「個人のニーズ」充足を介して「社会のゴールに奉仕する」ものとして出発した社会福祉的統合が今日どのように限界をもつに至っているかを明らかにする。とくに、近代社会の「自立する個人」と「普通の生活」に基盤をおいた自立、権利といった、この統合をつなぐ社会福祉の諸概念がもつ基本的な矛盾について検討する。またこれを克服する方向として、社会福祉の分野論的発想を超えた問題把握を前提とした諸概念のオールタナテイヴを模索する。

#### [キーワード]

個人、社会、近代、福祉国家、自立・自己決定 権利 ノーマリゼーション、社会福祉学原論

#### はじめに

「社会福祉は個人のニーズに奉仕し、同時に社会のゴールに奉仕する」といわれているように、社会福祉の議論は、〈個人〉と〈社会〉を両極において行われていることに一つの特徴がある。別の言い方をすれば、社会福祉は、近代という時代に決定的に〈社会〉から分離された自由な自立した〈個人〉と、その〈社会〉、あるいはそれを統合するものとしての〈国家〉の両者を、「個人のニーズに奉仕する」ことを通して、「社会のゴールに奉仕する」形で繋ぎあわせる役割をはたしてきたといえるかもしれない。この〈個人〉と〈社会〉を

結ぶ線上に、自立、自己決定、権利、援助、保護、平等、ノーマリゼーション、インテグレーション等といった、あの「おなじみの」社会福祉の諸概念が並ぶのである。

ところで、私は本年度の社会福祉学原論の講義のなかで、権利概念をめぐる議論の素材として、ふたつの文章を学生に配布した。一つは先頃「福祉国家」の先進国スウエーデンで1935年に導入された不妊法が1976年まで存続し「福祉国家を建設するために不健康な人たちや劣った人たちが増えないようにしようとの発想で」が約6万人に不妊手術が施されてきたことが同国の新聞によって告発されたことに関する記事である。もう一つはわが国のノーマリゼーション研究の第一人者である中園康夫がバンク=ミッケルセンについて述べた小論文の中で、デンマークのノーマリゼーション原理の最終目標としての「性生活の権利」を明確にするものとして同国の1989年の社会指導書に載せられた注目すべき部分として指摘した次のものである。

「施設に入居している重度心身障害者へのセックス介助は「原則的には自慰行為の介助、あるいは性行為の介助、あるいは性交を希望している障害者同士の介助に限られるべきである。しかし障害者が希望すれば、職員は売春婦(夫)にコンタクトをする手伝いをすることができる」と、ガイダンスは性教育の一環として彼らの利用を合法化している」<sup>2)</sup>

この文章について、中園は、「それぞれの国の性文化、性に関する価値観等の問題が前提になるが、筆者はノーマリゼーション原理の目指す障害者の人間解放の徹底した努力(形式的な表面的なものではない)を感ずる」と述べている3)。

不妊法については、いうまでもなく福祉国家の財源問題と障害者の「生殖能力」の強制的抹殺と関わった人間の権利の関連が問題になっており、他方で中園論文では人間の生命としての根幹と関わった「生殖能力」ではなく、「性生活」そのもの、あるいは「性の欲求」の権利が、人間の基本的権利として措定され、それを専門職員による「介助」やその教育の一環として売春婦(夫)とのコンタクトまで「場合によっては」含んだものとして具体化されることによって、障害者の「人間解放」が謳われているのである。障害者問題について

真摯にとりくんでこられた尊敬する研究者の一文を揚げ足とり的に利用する気持ちはさらさらないが、また、不妊法の存在が示すような状況に常に歯止めをかけていくものはノーマリゼーションのような権利要求運動にあったということは十分わきまえてはいるが、しかしその上で、なおここでコンタクトされる売春婦(夫)はどのような権利主体として存在しているのだろうか、という疑問がわき起こるのは私ひとりではあるまい。ノーマリゼーションが基準におく「普通の人の暮らし」の現実そのものが、男性一般の性教育の一環として機能してきた「職業としての売春制度」を含むからこそ、このような権利拡大は「場合によって」はこうした矛盾だらけの「普通さ」を追認することまで含まざるを得ないのではないか。それは「援助交際」という名の売春制度に関わる子どもたちの「だって大人だって同じじゃない?」という声への反論ができなくなる道筋と同じように思えてならないのである。

また権利から導き出される「性行為の介助」という表現からは、人間の誕生 も死も近代科学の白日の下にさらけ出した結果、闇のなかに消えていく「死」 が個人の手を離れて「公共化する死」とますますならざるをえなくなったとい う西谷修の指摘が想起される4。西谷はブランショやバイタイユを引用しつ。 つ、アウシュビッツやヒロシマの大量死と現代の臓器移植等が創出しようとし ている「不死」の共通性を「私として死ねない死」として描き出して見せなが ら、しかもその否定として主張されている人間的な死=「尊厳死」、「安楽 死」などの今日的な「死」も結局は「死ぬ当人とは関係のない操作の対象とな り、・・・・中断された死を死すべき者に返すのは「公共的裁可」であり、 この〈死〉が「公共の死」であることは言うまでもない」5)と述べている。ここ で西谷の主張するのは、もともと権利や科学の対象とされえない人間存在の 〈死〉が、その対象として「公共化」されていくということのあやうさである が、同様に、生の基礎としての二人の人間の性愛関係の結果として生じる性行 為そのものを人間一般の権利として「公共的」に裁可することが、人間解放の 途なのだろうかという割り切れない気持ちを私はぬぐい去ることが出来ないの である。

以上と類似した疑問は、権利やノーマリゼーションという概念をめぐるもの

だけではなく、自立、自己決定、平等、援助あるいは生活の質といった社会福祉の〈個人〉と〈社会〉を結びつける諸概念との関係でもさまざまに出てくる。とりわけそれらが一方で近代社会の初頭に登場した啓蒙主義思想の主要な要素としての、人間主義、人間の尊厳という絶対な価値と結びつけて議論されればされるほど、また他方で現代の「普通の暮らし」そのもの、したがって現代社会そのものが、たとえば環境問題や西谷の指摘する「不死」への生命操作というような、人間の自由意思を超えたところまで踏み込んでしまったことへの根本的疑念をもたずに「普通への統合」あるいはそうした社会での「自立」として議論されればされるほど、社会福祉領域の議論は、今日という状況を切り開いていくものとしては、なんの力も持ち得ないようにさえ思われるのである。

今日がポスト・モダンと呼ぶことが妥当なのか、あるいはハイ・モダニテイ と呼ぶべき段階なのかは知らない。しかし、そのような呼称の下で、近代に登 場したさまざまな思想や概念の洗いなおしが行われ、学問の境界そのものを変 えていこうという段階にきているという認識が広まっている。それは、冷戦の 崩壊、地球環境の悪化の見通し、生命操作の可能性の技術的な広がり等の現実 のなかで、人間や社会を捉える視点の根本的変容をいやおうなく要求されてい るからであろう。近代の〈個人〉として括られるにはあまりに多くの問題を抱 えた人々が、社会福祉領域の〈個人〉として登場し、そのニーズ充足を〈社 会〉へ突きつけたことが社会福祉の一方の過程であったとすれば、それをたえ ず近代という原理の下でその近代のコアの部分へ統合化していこうとする「社 会のゴール」への過程への批判的な検討を含めて、それでは今日の現実の向こ う側にどのような〈個人〉と〈社会〉のありようが展望されるのか、という基 本的な議論こそが本来社会福祉という学問領域に課せられた基本項目ではな かったか。権利、自立、自己決定、平等、援助、生活の質、ノーマリゼーショ ン、インテグレーションなどの「おなじみ」の諸概念を、今一度〈自然(人間 的自然も含めて)・社会・個人〉の全体的な現代状況の中で再検討しつつ、社 会福祉が模索してきた〈個人〉と〈社会〉の統合のありようそのものを再建す る道筋を提示する責任が社会福祉研究に課せられていると思うのである。

以下では、このような本格的議論の準備として、これまで行われてきた〈個人〉と〈社会〉とくに国家の近代原理に基づく福祉統合化のプロセスについて 概観し、その限界を提示してみようと思う。

#### 2 近代的個人と近代国民国家

社会福祉が〈個人〉と〈社会〉を両極におくのは、その両者が近代という時代に決定的に分解したものとしておかれているということから由来している。 むろんその前提にはこのような分解されない社会があり、中西洋はこの近代初頭の〈人〉と〈社会〉の分解から、さらに現代社会科学が〈人の社会〉へ回帰の方向をたどりつつあるとしている<sup>6</sup>。

さて、この分解は、〈個人〉の側から見れば、身分制度や神の支配からの人間の解放の宣言を意味するものであった。ここでは、人間としての「自由・平等」と、「個人の自立」が強調され、同時に所有権を根幹とする自由権の承認が〈社会〉に求められた。「自立した個人」が求める自由への権利という考え方は、身分制度から解放された人々を人一般として「自然権」の主体とみなし、それを一部国家に譲り渡したものと解釈される近代国民国家の形成と一体化して成立する。すなわち、近代的な〈個人〉と近代的な〈国家〉の両者の契約にもとず〈統合化の誕生である。ここでの自由への人の権利は「個人の自己決定・自立と意思主義に基づいたものでありながら、同時に人間の尊厳という絶対的なものを前提とするという意味で「自己決定という形式と個人の尊厳の不可変更性という実質価値内容の、緊張に満ちた複合」がであるが、しかし「そのようなフィクションのうえにこそ『人』権が築かれてきた」という近代の壮大なロマン、その積極性を樋口陽一は評価すべきだと述べている8。

ともあれ、近代の「自由な自立した個人」というフィクションは、対極に国家を作り出して、その自由を承認させてはじめて現実化する。むろんその結果、自由な個人は一方で納税や場合によっては徴兵の義務を負い、他方で政治への参加の途を権利として切り開いていく。このプロセスを国家の側から見れば、納税と選挙を通じた国民の掌握と管理であるが、その前提として、個人を

国民としてたえず把握登録させ、また権利義務を行使する「国民にふさわしい 資質」を付与していく必要を生じさせる。国勢調査、戸籍制度、住民登録等と いったさまざまな手段が生まれ、また義務教育制度や徴兵制度などの装置が形 成されていく。

ところで、このような近代の自立した個人と近代国民国家との統合構築は、 実は簡単なことではなかった。それは二つの意味でそうである。第一に身分制 度から解放された自由な人々が、すぐさま自立した近代社会の構成員としてふ さわしい位置にいたわけではないということである。農地や身分から「解放」 された人々がすぐさま自由権を行使できたのは、生産手段の所有者、近代社会 の主人公としてのブルジョワジーや地主その他の財産所有者に限定される。そ れ以外の人々の多くをさしあたり待ち受けていたのは貧しさや居場所のなさで あり、結局彼らは大都市の下層社会を形成していくしかなかったわけである。 浮浪、私生児、無教育、不衛生、犯罪、アンダーグラウンドの職業など、およ そ近代の原理に反する要素を抱え込んだこの下層社会の存在は特に近代国家創 設期の悩みの種であり、近代的個人と国家の単純な契約仮説では近づけないも のであった。

もう一つは子どもや老人、病人や障害者等の、一人一人では自立できない人々の存在である。これらの人々へも国家と個人の権利義務はそのまま通用しそうもない。そこで、ここでは家族の原理がもちだされる。すなわち、これらの人々を個人の背後の家族として位置づけること、自立した個人はその家族の扶養やケアを「共同」の原理で行うことが、夫婦の契約としての近代的結婚制度に付着していくことになったのである。中西はこのような近代家族の成立を「近代の〈自由=独立人〉仮説のアキレス腱をなす」<sup>9)</sup> と位置づけている。また私もこの家族における個と共同のあやうい関係を「二重構造としての生活の基礎単位」と呼んだことがある<sup>10)</sup>。特にわが国ではこの家族の位置づけを強く意識して近代国家の基礎としたこと、つまり国家による家族の掌握は、戸主としての個人と家族としての諸個人に分裂していったことは今更指摘する必要もあるまい。ただしこれを共同体原理の残存と位置づけるべきではなく、あくまで近代の原理に包含され、近代に合理的なものとして変容させられていったもの

として考えておく必要があろう。そこで、「自立した個人」とその「家族」という二重構造の外に放り出された人々、つまり家族がなく、なおかつ自立できない人々の問題だけが「問題」として残されることになった。その多くは、先に述べた「下層社会」の存在とも関わり合いながら、これを掌握出来なかった国家と社会の眼前に展開されたのである

おそらく、社会福祉の出発点にあった〈個人〉と〈国家〉との関連は以上のようなものとして概観されよう。そしてこの二つの限界との関連で、社会福祉という統合原理がまず登場したと考えられる。その具体的姿は国によって異なっているが、出発点においては、近代的な意味での自由で自立した〈個人〉の範疇に入りきれなかった諸個人の分類を、自立条件としての労働能力と家族を基軸として行い、その「処遇」は〈社会〉からの隔離収容を前提として、就労の方向と保護・治療の方向との二つが示されたことは共通していたといえよう。すなわち、

- ①労働能力のある貧しい人々の労役場への収容と強制労働
- ②家族のない貧しい人々のうち、自立不可能な人々への主に施設収容による 救済
- ③伝性病、精神障害などの専門施設への隔離的治療
- ④子どもの保護と教育、あるいは就労自立
- ①は、イギリス新救貧法に典型的に示されたものであるが、一方で独立労働者の自立性を不動のものとするために(居宅で半労働・半扶助のような形を取らない)ワークハウスへの収容が条件づけられ、また他方で強制労働の義務づけが行われた。
- ②は、自立できず、家族もいない人々を「自由な個人」をタテマエとする国家が施設へ「狩り込み収容」するようなかたちで引き受けざるを得なかったことを示す。
- ③は、この中でハンセン氏病や結核などの感染症患者の隔離、あるいは精神 障害者など障害者の近代医学による治療を隔離施設への収容で行っていく形態。なお、このような近代的な治療型隔離は、「医学の高貴さという信用状を 手にいれ」て、近代の理性主義による非理性排除の傾向と自由の観点からの監

禁への批判との間の矛盾を克服したのだとフーコーは指摘している<sup>111</sup>。ともあれ、②③はいずれも近代社会の「自由な個人」のフィクションになじまないばかりか、それを脅かすものとして、社会の「外」=施設に「無縁化」され囲い込まれたことが重要である。

④は、まだ自由・自立の近代的「個人」の可能性のある子どもへの保護と教育、独立労働者としての陶冶である。

いずれにせよ、テイトマスによって「残余モデル」の典型としてとらえられた教貧法的福祉の主要な役割は、「自由で自立した個人」に入らない人々を〈社会〉から遠ざけて掌握すること、つまり「無縁の者」とすることであって、そのことによって近代の「自立した個人」と〈社会〉ないしは〈国家〉の契約関係が完成されたともいえるのである。したがって、「自由で自立した個人」は、そうでないと認識された人々を、社会教済の手を借りて「無縁化」し、社会の外側に押し出してしまうことによってはじめて実体化しえたともいえるのである。

なお、〈国家〉ではない〈社会〉からの〈個人〉への関与として、救貧法と対になったCOSの「援助に値する人」と「値しない人」の区分は不運にも自立できない品性ある貧困者を対象としたソーシャルワークという名の治療的救済=自立した個人へ持ち上げていくための救済であり、必ずしも隔離を条件としなかった点で〈国家〉的統合を補完するものとされた。

このような整理を前提として、近代社会は出発する。「工業が出現しはじめ、それによって働き手が必要になってくると、貧乏人は国民という団体の中にふたたび加えられる」<sup>12)</sup> ことで下層社会の解体が始まり、多くは雇用労働者層とその家族としての自立的な生活を築き上げていくことになるが、ここでは一方で労働者層の「権利拡大要求」=財産所有者の獲得していた「普通の権利」の要求、他方で失業不安やライフサイクル上の危機への〈国家〉と〈社会〉の関与が開始される。労働者への参政権の付与、労働組合や協同組合の結成と相互扶助、企業福利などが展開される。ここでの個人は自立した「労働者」あるいは「企業従業員」として出現し、その家族も含めて「国民」として出現する。その自立への支え=つまり生活保障は、おもに近代社会の一般的な

メデイアである貨幣の形態をとって〈国家〉や〈社会〉の諸団体に要求され、 その保障を市民=国民の社会的「権利」として承認していくことによって、階 級対立や政治危機を回避しようとするわけである。

このような「国民」概念が最高潮に達するのは戦時中である。たとえばわが 国の戦時厚生事業が、国民を国家有機体の一分肢としてとらえ、生活保障をよ り広義の国家事業に収れんさせていったことは周知のところである。〈個人〉 と〈社会〉の分解された関連は、国家有機体における〈国家と国民〉にまで融 合される。この場合、一方で先のスウエーデンのような優性保護法の形での 〈国民〉の選別が実施される傍らで、たとえば「潜在勤労力の活用」という名 目の下に、女性や障害者、犯罪者などがあらためて労働力として見直されて いった経過も記憶にとどめておく必要があろう。具体的には養育院などで労働 能力調査などが行われている。このような「潜在勤労力」を支えるものとし て、たとえば女性勤労者には母子政策や保育所行政等が、また障害者、病弱 者、犯罪者等には「精神的肉体的欠陥を除去し、一人前の産業戦士に仕立て る」「3)ための保健政策、教化事業が強調されていったのである。

福祉国家は以上のような戦時国民概念を一つの基盤として展開される。したがって福祉国家は、「国民としての個人」への〈国家〉の関与であり、〈国民〉としての最低限度の生活の保障と、体裁ある国民としての教育、医療・保健、住宅などの包括的な政策体系を包含することになる。もちろんここでは〈国民〉であるかぎりの、またその「自立した国民」の権利義務の範疇で、「権利」概念が〈個人〉と〈国家〉を結びつけるにすぎない。とはいえ、現実に「自立した国民」はかなり上下の幅のある階級・階層差を持っていたのであり、ベヴァリッジのナショナル・ミニマム、あるいはマーシャルのシチズンシップなどの概念は、単一な国民ではなく、こうした幅のある国民を統合するモデルの構築に焦点があったといわれている。つまり、「国民」は権利として与えられるだけでなく、その義務としてそれらのモデルに近づく努力をする必要があるわけである。だからここでの権利概念は、裏面での「自立した個人」への努力義務といわばセットで出現する。たとえば国民一般に開かれた生活保護と自立助長、あるいは失業保険給付と就職活動、障害者への生活保障とリハ

ビリテーション等々。福祉国家のスタート時点では、自立は今日いわれているような権利の内容ではなく、最低生活保障への社会権と引き替えに労働者・国民に課せられるむしろ市民の義務として位置づけられていた点にも注意しておきたい<sup>14)</sup>。

#### 3 「福祉国家」と「国民」統合の矛盾

しかし、このような福祉国家的な「国民」と「国家」の統合は、近年以下の 三つの点で挑戦され出した。

第一は「個人のニーズ」充足の〈社会〉への要求は「自立できる」範疇としての国民にとどまっていなかった。これまで家族という地位に結びつけられてきた女性や子ども、老人の独立した〈個人〉としての扱いが一つの焦点となり、また他方で施設に隔離されていた人々の保護としての処遇、あるいは「隔離」自体が問題視されていく。さらに形式的にさえ「国民概念」に入らない外国籍の人々、住所のない人々などの〈個人〉をどう扱うかという問題が生まれていった。

ここでの問題の一つの焦点は、これらの諸個人の「ニーズ充足」そのものであるばかりでなく、むしろ〈社会〉や〈国家〉がこれらの諸個人を統合(あるいは隔離・排除)していくその原理にある。これまで見てきたように、社会福祉的統合は主に二つの異なった系列を形作ってきた。すなわち、「自立」できる人々およびその家族の「自立」の支えという系列と、自立できない人々の隔離・保護・治療という系列である。この後者の系列、あるいは前者の家族の部分を、自立できる人々と同じような原理で(すなわち権利として)、また「自立した個人」像に付随した自由や自己決定のもとでの生活、政治への実質的参加の出来る「普通の生活」を目標に置いて(ノーマリゼーションとかインテグレーション原理で)保障すべきだという要求である。これらは階級関係や貧富の不平等の観点からの要求運動ではなく、障害者運動やフエミニズム運動、マイノリテイの運動など、「新しい」社会運動(5)といわれてきた波の中から生まれてきたものである。それらの主張は必ずしも一様ではなく相互に矛盾もある

が、従来「自立した個人」でないが故に保障されてきた保護を、「自立した個人」としての市民権の拡張、あるいは「普通の生活」への統合へと拡大していく、その根拠と原理が問われることになる。

第二は、〈国民〉としての〈個人〉の脱制度化ともいえる動きである。とり わけ80年代の欧米の失業や貧困問題の再燃のなかで、あるいは近年のわが国の 社会保障改革等との関連で、さらにいえばグローバリゼーションの動きの中 で、たとえば年金制度からの実質的脱退などの傾向が次第に強くなっているよ うに思われる。これは一方では裕福な〈個人〉がこのような権利義務から意識 的に逃げていくという道筋があり、他方では保険料を支払えない人々、生活保 護を打ち切られた人々、住所や家族がいない人々などの結果的に制度から脱落 していく道筋がある。いずれもあくまで近代の「自由・自立した個人」の自助 の論理の一つの姿だといえなくもない。上述したような権利要求とは逆に、こ うした「逃避」はひそかに行われていくから、〈国家〉は掌握していたはずの 〈国民〉が制度にもかからないで餓死したというようなセンセーショナルな事 件や、保険財源の問題でこれらを事後的に知るしかないことになる。おそら く、制度への不信が高まれば高まるほど、また同じ領域への市場原理の参入が 増えてくればくるほど、こうした福祉的統合からの「逃避」が〈個人〉の側で その「自由」と「自己決定」として選択される可能性が大きくなっていくとい えよう。これは一種の福祉的統合の失敗といってよい。なお、つけ加えておけ ば、制度の「不正」利用、貧困の罠として知られているような意識的な制度 「依存」の選択なども、ここでの「逃避」とは一見逆であるが、〈国家〉が想 定した「国民」の権利義務の契約関係、すなわち「正しい制度利用」を通じて の統合に失敗した姿だといえるかもしれない16)。

第三は、上の点とも関わって、〈国家〉とは異なった〈社会〉と〈個人〉が福祉的なつながりをもつという点である。ボランタリーな団体への〈個人〉の統合、あるいは国家を超えた草の根の団体の地球規模での活動、福祉協同組合などがその動きといえよう。あるいは地方分権ということとも関わって〈る課題である。〈個人〉と〈社会〉は必ずしも〈国家〉と〈国民〉という関係の中だけにあるのではなく、個々人がかってにさまざまな中間団体を形成し、自由

に自主的に統合化を進めていこうというわけである。むろんこうした動きがまったく「国家」から自由ではなく、むしろ今日の段階では〈国家〉と〈個人〉の間にこれらの中間団体の統合が位置づけられるしかないこと、またここに統合されてくる〈個人〉がたとえば伝統的な互助組織のように「自由な自立人」に限定されてくる可能性が高いなどの問題はすでに指摘されている。

これらの三つのうち、第一の点は福祉国家的統合の拡張による変革とでもいえる局面であり、第二はむしろその失敗、第三は福祉国家へ別の形態の「社会」的統合の付加とでもいえるかもしれない。わが国で今のところ意識されているのは第一ないしは第三であるが、いずれにせよ社会福祉の原理的な議論としては、第一の福祉国家的統合の拡張がどのような根拠と筋道でなしうるか、そしてそのことが第二、第三のような問題をも含めた福祉国家的統合の矛盾をいかにつきやぶり、〈個人〉と〈社会〉との新しい統合にどのような意義をつけ加えることが出来るかという点に焦点がおかれざるをえないといえよう。

さて、そこでここでは第一のような要求の位置づけがどのようにできうるのかについて、みておきたい。この議論でまず出てくるのは、近代のはじめにおかれた「人権」あるいは「市民権」の実質化、あるいは拡張モデルである。「宣言」としての自由な個人の諸「権利」が、特権階級の手中から、階級を超えて、性別や人種を超えて拡張していくプロセスという捉え方である。障害者運動を新しい社会運動と位置づけるイギリスのターナーは、まず最初の「自由な個人」の実質的モデルとして財産があり、担税力のある「男性の財産所有者」が存在したことから出発する。近代社会の構成員としては、地主、資本家階級と考えられよう。この層が実質的に獲得した自由の権利と政治の権利が、次いで労働者階級の男性に要求され、波及する。これが第一ステージの拡張。次いで女性が登場する第二ステージ。それから年齢による差別があった子どもと老人への権利拡張、最後の第4ステージに少数民族、胎児、動物、無生物の地球環境など様々な権利拡張がなされるとし、障害者の権利要求も第4ステージに位置づけられることを示唆したい。

このような拡張の段階についてその論拠は示されないが、運動要求の主体と 内容が拡張したともみられるし、国家や総資本としての社会の合理性がそうし た拡張を進めたとも解釈できるし、部分的には、社会福祉の援助や医療・リハビリテーションがそうした要求主体の能力を高めたともいえる。いずれにせよここでは近代の初頭におかれた「人間の権利」は歴史的に拡張し、実質化していくという道筋を持っていると主張しているわけである。その論理でいけば、第4ステージの権利承認によって、近代の人権がより豊かなものとして確立するともいえる。

この議論の問題点としては、すでに権利主体間のコンフリクトが想定されていないことが指摘されている<sup>18)</sup>。たとえば、ケアを受ける人の「地域で生活する権利」とケアする人の「自由の権利」の衝突、あるいは生む自由と決定を主張する女性と生まれる前に抹殺されることを阻止しようとする障害者の主張の対立、さらには私が冒頭で述べたような、「性的欲求の権利」と売春に反対する女性の権利の矛盾などがあげられよう。また同じ障害者といっても、障害の種別や程度で、要求する権利の内容が矛盾してくる場合もあり、だれがこれらの権利の代表者になりうるのかという疑問も呈されている<sup>19)</sup>。

また、より根本的には、「自立した個人」ではなかったがゆえに保護されていた人々を、「自立した個人」と同様に権利義務の体系の中であつかうことの根拠をどう示すかという問題がある。これについてはいくつかの説明がある。一つは「自立」という概念そのものの変更を迫るという考え方である。現在の議論のレベルでは、経済的自立や身辺的自立ではなく自己決定に重点を置く「自律」概念の提示などがある<sup>20)</sup>。ただしもともと近代の「自立した自由な個人」の意味は、身分や神からの自由=自己決定というところに中心があり、経済的自立はその結果としてでてくるものに他ならない。経済的自立も自己決定も共に「諸個人の意志の自立と自律、すなわち意思主義(Voluntarism)を原則とする」<sup>21)</sup>のである。したがってこのような主張は、たとえば解剖学者養老猛司が「脳化社会」<sup>22)</sup>と皮肉った、頭でっかちの、自己あるいは自己がすべてを決定できるとする「近代社会」そのもののをなんの抵抗もなくうけいれた議論であるというかぎりで、逆になぜ経済的自立や身辺自立と自己決定を分離しうるか、そのことにどれほどの意味があるかについての説得力が弱いといわざるをえない。また、きわめて重度の障害などがこうした自己決定や意思表示そのも

のの障害を含むことが当然考えられるわけで、本来そのような自己の外にある「闇」の世界としての死といつも隣り合わせで生きている人々の問題を、経済的自立・身辺自立と自己決定との分離というような小手先の議論で克服できるとはとうてい思えないのである。この点については、イギリスの自立生活運動などの新しい運動における医学モデルからの脱却=社会モデルに基づく市民権の拡張の提示も、結局はこれまでの古い社会運動がめざしてきた市民としての権利拡大と機会均等の要求から一歩も出ていないとファーガンとリーが鋭く指摘している<sup>23)</sup>。

次に、「自立」へむかってのさまざまな援助の過程が伴うことによって、自 立できる主体へ変化していくということを強調する場合もある。先に述べた 「援助に値する人」へのCOSの活動から発したソーシャルワークの伝統的な 考えはこれに類似したものであったが、それはさらに治療モデルを抜け出し て、「生活の質」や「自立生活」をゴールとする援助方法を強調するに至って いる。治療モデルから生活モデル、ないしは上に述べたイギリスの社会モデル への移行はあっても、もちろんこの一連の援助のゴールは同じ近代の「自立し た個人」である。また岡村重夫のいう主体性の強調=対照的な社会福祉の保護 機能の低い位置づけも、この援助論の系列の近代的個人を基礎とした自立志向 と無縁ではない。このような援助による主体の変容を射程に入れて、つまり 「自立した個人」は、そうした「個人になる努力のプロセス」を含むと考えれ ば、「自立した個人」と同じ権利を承認していくということに抵抗がなくなる と考えられるかもしれない。それは一種の擬制適用された権利ということにな ろうか。「子どもの権利」に関して、義務は今果たせなくとも将来それができ ることになり、一時義務が凍結されている権利とみる見方もあるが、これと類 似した考えであるといえよう。

さらに、あくまで〈国家〉と〈国民〉という統合の仕方にこだわれば、つまりあくまで国家への市民権要求であれば、外国籍の人々がせいぜい準用というやはり擬制適用にならざるを得ないこともまた明らかであろう。要するに、〈国民〉と〈国家〉の「権利」という文脈での福祉的統合という視点からみるかぎりでは、その国民の一部、あるいは国民でない人々は、せいぜい「権利」

の擬制適用としてしか位置づけられないという限界をもつのではあるまいか。 さきのイギリスの新しい障害者運動が、結局したたかな国家にまるめこまれて いくプロセスは上記のファーガンとリーの論文に詳しい<sup>24)</sup>。

### 4 新しい地平と概念のオルターナテイヴ

おそらく重要な点は、国家から承認された市民的権利のもとにある「普通の生活」、あるいは「自由な個人」ないしは自立や自己決定といった、近代社会が仮定した〈個人〉の位置づけへの根本的批判のないまま、それがもう一つの軸である〈国家〉への「権利」要求となって現れていること、そのものであろう。「普通の生活」から長らく引き離されていた人々が「普通の生活」を希求するのは当たり前のことである。したがって、「私たちが望んでいるのは〈普通の暮らし〉という当たり前のことです」といわれれば、誰もがさしあたりは納得しうるであろう。しかし「普通の暮らし」とはいったい何であろうか。また近代になって分解された〈個人〉の自由や自己決定は、生命操作も含めてどこまで許されていくのであろうか。その〈個人〉としての先に述べたような権利と権利のぶつかりあいはどう調整されるだろうか。なぜ自立の価値が高く、依存や保護が否定されなければならないのだろうか。権利の擬制適用をすることなく、それぞれがせいいっぱい生きていくことを保障するシステムはないのであろうか。

これらの問いを発したときに、社会福祉の議論は、冒頭で述べたような近代社会そのものの根本的見直しと共通の地点に立ちうる。とりわけ私は、「経済的自立」ではないという意味での「自律」というような矮小化された批判ではなく、第一に人間が個人としてもちうる自由とか自己決定の有限性についてあらためて問い直すことと、第二にある人の権利が他の人にとっては抑圧となるといった、他者との関係性の中で、したがって共存とか、共同の、つまりは〈社会〉の意味を問い直すことが社会福祉にとっても必要であろうと考えている。

先にも引用した西谷修は「主体の絶対的な自律の不可能性が露呈される」死

との関係性において「人間は原理的に個であるものとして共存的なのであり、 いかにしてどのような個であり、いかにしてどのような共同性であるかという こと [25] がもともと規定されていたのだと述べている。また、近年多くの成果 をあげつつある生命科学の分野では、あらためて「自己」とはなにか、「個 体」とは何かという、根元的な検討がなされ始めている。そこでは、「一方で 自己完結しようとしつつ、しかしそのためには外に開かれたオープンシステム をもつことが生命体というスーパーシステムだ」といった表現で、あるいは 「他人に見られる自己」と「自分でみている自己」の両面から自己をとらえよ うとする視点などが提示され、またこのようなものとしての自己のあいまい性 や変容、老化や死によるスーパーシステムの不可逆性、崩壊=死について言及 されている26)が、いずれにせよ、個体としての有限性、その個体と外の世界と の相互関係の中での変容など、生命体の不思議さが語られている。社会福祉と の関連でここから引き出されうる重要な点は、第一に人間という個体、あるい は「私」という自己が有限であること。また第二にその自己はたえず他人を含 めた外界の中に存在しており、それらとの関係性の中でその自律も変容もある ということであろう。

このようなことがらが、不可能を克服しようとする近代のテクノロジーの発達や頑迷な人間主義、不動の自己や人格への信仰によって覆い隠されてしまう。それに対抗する手だては、終わりのある人間、不可能なものを抱えた人間をありのままに受け入れることではないか、と西谷は問いかけるのである。また、近年の高齢者や障害者へのケアをめぐる議論の中でケアの必要な人々だけでなく、人間がケアするということの意味も問われ出してきている。ここでケアの問題は、ケアの必要な人々の自律や権利だけでなく、ケアされる人との「関係性」の中での共感や配慮といった概念で語られ始めている<sup>27)</sup>。もちろん、私は、西谷とともに、それは短絡的な共同体主義に傾斜することではないことを強調しておきたい<sup>28)</sup>。西谷や生命科学のいう共同性は「ひと」あるいは「生命体」として誕生し、「ひと」あるいは「生命体」として死ぬしかないという意味での共同性である。また、共感や配慮といった情緒的な概念が、民族や文化とだけ関わっているわけではなく、たとえば西欧的合理的理性の高見か

ら「野生の人」を想定したあのルソーにさえいわしめた「憐み」という自然の善性、「切迫した場合に一種の本能によって、大きな危険には援助を、激しい苦痛にはその軽減を頼むためにとっさに出た」原初的言語=叫び声というような、生命活動のコアに関わった情動と関連づけて理解すべきであろう<sup>29)</sup>。

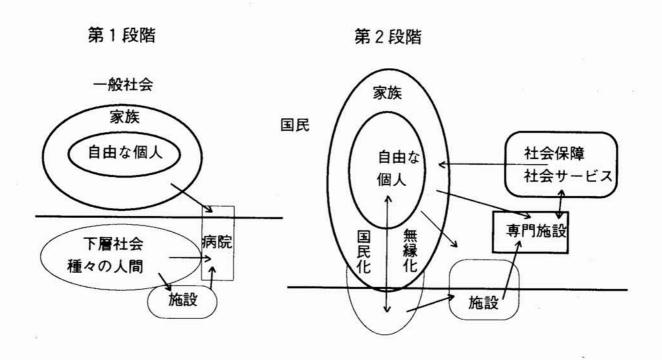
こうした脈絡でいえば、子どもであれ、老人であれ、女であれ男であれ、あるいは障害の重いものであれ、軽いものであれ、どのような人種であれ民族であれ、自立概念などを媒介せずに、さまざまな差異や不可能をそのありのままの姿をまず受け入れるしかないのではないか。そしてそれらを相互に承認しつつ、そのうえでそれぞれがもつ可能性を精一杯広げていけるような社会をどのように構築していくかこそが、本来「自立できないといわれた人々」を主に抱え込んできた社会福祉の現代の課題であろう。それは近代の「自立できる強い個人」の市民権や「普通の暮らし」そのものの限界性を、したがってその近代の市民権や「普通の暮らし」への収れんとして拡張してきた福祉国家そのものへの限界性の認識を当然に含んだものでなければならない。

したがって、このような視点を組み込んだ新しい概念構築が社会福祉領域の議論には必要である。たとえば個人の自立だけではなく、相互の共感や配慮、あるいは国家に承認を要求していくような個人の権利だけではなく、先に述べたようなさまざまな中間団体の自由な組織を含めた社会の中で、異なった立場の人々を含めて相互承認しあえるようなカウンター・ライト、あるいはオルターナテイヴ・ライトといったようなものの検討が必要ではないだろうか。この場合特に私は、女性の障害者、あるいは貧しい重複の障害者、少数民族の高齢者といったように、社会福祉領域の問題や対象を多重に設定した上で概念構築していくことがきわめて重要であると思う。ファーガンとリーは、イギリスの新しい障害者運動が、相対的にいえば中産階級の白人の若い男性によって担われている傾向を指摘し、声なき、力無き人々がおいていかれることに危惧を表明している。またたとえ女性の運動が、あるいは障害者の運動が、その仲間だけの範囲で成果を勝ち取ったとしても、それが別の人々の悲惨と同居しているのでは、意味をなさないであろう。ケアされる高齢者の立場、ケアする人の立場、障害そのものも含めてさまざまに差異を持つ障害者の立場、あるいはそ

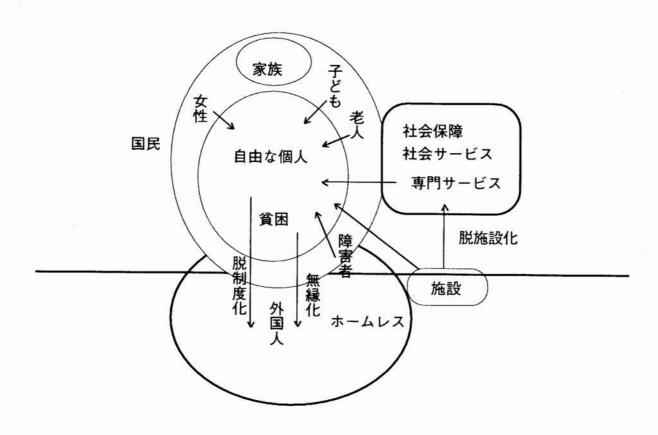
の家族の立場、路上にいる人々と彼が残してきた妻子、等々、問題やそこにいる人々を重なり合わせて設定し、対立も含めた真摯な議論が交わされた上ではじめて、相互承認しあえる新しい概念構築がなされるのではなかろうか。流行の「共生」というタームも、このような内実をもった議論によって裏打ちされなければ意味を持たない。

社会福祉領域での実践も研究も、むろん制度も、「分野」割りであり、社会福祉ではなく、児童、老人、女性、障害者、低所得者など「それぞれの福祉」が課題でありつづけてきている。わが国ではとくにその傾向が強く、社会福祉学原論の意味もそれらのつなぎ合わせと歴史の導入でしかない傾向もみられる。私は原論が狭い意味での社会福祉の「固有性」を強調すべきかどうかについては消極的であるが、しかし単にさまざまな学問分野が参入するフィールド以上のものがあろう。それは小論で述べたような、〈個人〉と〈社会〉をつなぐ福祉的統合の批判的検討であり、そこに出現する諸概念とその背後にある思想の検討であると思う。このためには細分化され、たこつぼ化した社会福祉の「分野論」的発想を超えなければならない。当事者や市民の運動が、現場実践が、そして私たち研究者の研究活動がこのような視点を明白に持ち始めること、狭い分野の枠を超えて、相互に交流し議論を深めること、それが新しい地平の第一歩であると私は思う。

(付記) 1993年度にはじめて都立大学の夜のクラスで社会福祉学原論を担当して以来、5年間「社会福祉とは何か」と格闘してきた。このような機会を与えてくれた同僚と私の試行錯誤の講義に参加してくれた学生に深く感謝したい。なお従来私がかかわってきた貧困や生活問題ばかりでなく、障害者や家族、医療等のテーマを抱えた院生や助手の方たちとの、まさにクロスオーバーした議論を通して多くの啓発を受けたことも記しておきたい。



第3段階



図表1 〈個人〉と〈社会〉その社会福祉的統合の推移

#### 注

- 1) 朝日新聞1997年8月30日夕刊。類似のものは他紙にも掲載。
- 2) 中園康夫 (1995) 「バンク-ミッケルセン」社会保障研究所 社会保障の新潮流 有 斐閣 pl15
- 3) 同上論文 p156
- 4) 西谷修(1996)「不死のワンダーランドー戦争の世紀を超えて」 講談社学術文庫
- 5) 同上書 p255
- 6) 中西洋 (1997) 「新しい社会のデザインのために」総合研究開発機構デスカッションペーパー
- 7) 樋口陽一 (1996) 「人権」一語の辞典 三省堂 p57-58
- 8) 同上書
- 9) 中西 p28
- 10) 松村祥子・岩田正美・宮本みち子(1998) 「現代生活論」有斐閣 pp40-41
- 11) ミシェル・フーコー (田村俶訳 1975) 「狂気の歴史」新潮社 p459
- 12) 同上書 p430
- 13) 厚生事業昭和18年「厚生事業団便り」。ただしこのような産業戦士に仕立て上げるのは「殆ど奇跡的な事業である」と救世軍箱船屋の担当者は皮肉を述べているのであるが。
- 14) 我が国でも、少し前までは、失業保険給付、あるいは生活保護給付が、自立助長や就業奨励とセットで、つまり自立を鼓舞する形で施行されることに強い反対があった。
- 15) これを社会にたいする自由権のみなおし、あるいは自由権なしの社会権への異論として位置づける考えもある。
- 16) 例えばイギリスでNew Social Movementとよばれる運動の一つの典型として障害者運動が取り上げられている。Lavalette,M & Prett,A(1997)Social Policy,Pablications Ltd の8章では、しかしこの「新しさ」についての疑義も投げかけられている。
- 17) このような「個人」の側の態度を、神戸大学の平山洋介は私たちとの議論の中で「かすめとり」と表現したが、言い得て妙だと思う。
- 18) もっともターナーがなぜか明確に障害者運動について位置づけていないことを Fagan,TとLee,Pは問題にしている。(前掲Lavalette,M & Pratt,A (1997) 8 章

Fagan, T&Lee, P'New'Social Movements and Social Policy; a Cace Study of the Disability Movement) pp158-159

- 19) 前掲Lavalette,M & Pratt,A(1997)8章 Fagan,T&Lee,P pp154-155
- 20) 前掲Lavalette,M & Pratt,A (1997) 8章 Fagan,T&Lee,P pp154-155
- 21) たとえば新しい自律概念として伊藤周平は「主体的に自己の生活をプログラミングし自己実現をはかっていけること」と定義し、又自律とは「自己支配、もしくは自己決定」と理解する方が適切であると述べている。自律の権利ということばは、あくまで人格主義、人間尊重主義の立場を前提に、その重要性を提起すべきものだという意味で、近代主義を一歩も出ていない。伊藤周平(1993)「障害者の自立と自律権」社会保障研究 Vol.28 No.4 pp430-431
- 22) 樋口前掲書 p57
- 23) 多田富雄・中村桂子・養老猛司 (1994) 「私はなぜ存在するのか-能・免疫・ゲノム」哲学書房
- 24) 前掲Lavalette,M & Prett,A (1997) 8章 Fagan,T&Lee,P p160
- 25) 前掲Lavalette,M & Prett,A (1997) 8章 Fagan,T&Lee,P p158
- 26) 西谷前掲論書 p309
- 27) 前掲多田・中村・養老、又多田富夫(1997) 「生命の意味論」新潮社、清水博 (1996) 生命知としての場の理論」中公新書
- 28) たとえば川本隆史(1995) 「現代倫理学の冒険」創文社、また広井良典(1997) 「ケアを問いなおす」ちくま新書。両書ともギリガンの「もうひとつの声」(邦訳 1986) 川島書店を紹介しつつ、ケアの本質を考察している。
- 29) 西谷は、ハイデッガーが「死の公共化」に抵抗し、また人間の有限性を超えるものと して民族主義に傾斜していったことに強い警戒の念をいだいている。
- 30) ルソー (原好男訳 1991) 「人間不平等起源論」白水社 pp227-240。なお、この点に関して、最近文芸評論家の秋山駿が新聞のコラムで、片方の耳が聞こえなくなった体験をこのルソーの最初の言語を引用しつつ綴り、日本の近代文学にはこのような「助けてください」という声が鳴り響いていたかどうか、と自問している。(日本経済新聞 1997年11月16日朝刊)